

<参考>

食品衛生法の規定に基づく食品の放射性物質に関する放射性セシウムの基準値

数値はセシウム134とセシウム137の合計値、単位はBq/Kgです。

飲料水	ミネラルウォーター類(水飲みを原料とする清涼飲料水) 飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶) (注1)	10
牛乳	乳児及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料	50
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50
一般食品	上記以外の食品 (注2)	100

(注1)飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用。

(注2)乾ししいたけ、乾燥わかめなど原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態と水戻しを行った状態に基準値を適用。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油脂の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用。